

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土砂基準）

（土砂基準）

第4条 条例第6条第1項の規則で定める土砂基準は、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値に定めるとおりとする。

第4条 条例第6条第1項の規則で定める土砂基準は、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値に定めるとおりとする。

2 前項の土砂基準に適合しているかどうかの判断は、別表第1の左欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ当該項目に応じた土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。）別表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってしなければならない。

2 前項の土砂基準に適合しているかどうかの判断は、別表第1の左欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってしなければならない。

（水質基準）

（水質基準）

第5条 条例第7条第1項の規則で定める水質基準は、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値に定めるとおりとする。

第5条 条例第7条第1項の規則で定める水質基準は、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値に定めるとおりとする。

2 前項の水質基準に適合しているかどうかの判断は、土砂等の埋立て等の区域内の浸透水を採取し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める測定方法により測定した測定値によってなければならない。

2 前項の水質基準に適合しているかどうかの判断は、土砂等の埋立て等の区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってなければならない。

（1）別表第2の左欄に掲げる項目（次号及び第3号に掲げる項

目を除く。) それぞれ当該項目に応じた地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）別表の右欄に掲げる測定方法

(2) 別表第2の左欄に掲げる項目のうち有機^{りん} 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-4の7.2.1及び7.2.3に定める測定方法

(3) 別表第2の左欄に掲げる項目のうち銅 規格K0102-3の11に定める測定方法

（水質検査）

第16条 略

2 略

3 条例第19条第1項又は第2項の規定による水質検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ当該項目に応じた第5条第2項各号に定める測定方法により測定した測定値によってしなければならない。

（土壌検査）

第17条 略

2 条例第19条第1項ただし書又は第2項の規定による土壌検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域内の別表第1の左欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる^{と認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ当該項目に応じた土壌基準告示別表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値}によってなければならない。

（水質検査）

第16条 略

2 略

3 条例第19条第1項又は第2項の規定による水質検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値によってしなければならない。

（土壌検査）

第17条 略

2 条例第19条第1項ただし書又は第2項の規定による土壌検査は、条例第10条の許可に係る特定埋立事業区域内の別表第1の左欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる^{と認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値}によってなければならない。

3 略

別表第 1 (第 4 条、第 17 条関係)

土砂基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 リットルにつき <u>0.003</u> ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。

3 略

別表第 1 (第 4 条、第 17 条関係)

土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下	<u>産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格 (以下「規格」という。)</u> <u>K 0102 の 55 に定める方法</u>
全シアン	検液中に検出されないこと。	<u>規格 K 0102 の 38 に定める方法 (規格 K 0102 の 38.1.1 に定める方法を除く。)</u>
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	<u>排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) 第 2 条の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号。以下「排水基準告示」という。)</u> 付表

鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素 ^ひ	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき15ミリグラム未満

		<u>1 に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P N にあつては規格 K 0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの、メチルジメトンにあつては排水基準告示付表 2 に掲げる方法</u>
鉛	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 54 に定める方法</u>
六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 65.2 に定める方法</u>
砒素 ^ひ	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1 キログラムにつき15ミリグラム未満	<u>検液中濃度に係るものにあつては規格 K 0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒ひ素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）に定める方法</u>

総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下

総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	<u>水質汚濁に係る環境基準</u> について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「 <u>環境基準告示</u> 」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	<u>環境基準告示付表 2 に掲げる方法及び排水基準告示付表 3 に掲げる方法</u>
PCB	検液中に検出されないこと。	<u>環境基準告示付表 3 に掲げる方法</u>
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	<u>農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）に定める方法</u>
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	<u>規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法</u>
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	<u>規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に</u>

クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム以下
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1-トリクロロエ	検液1リットルにつき1ミリグラム以下

		定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエ	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

タン	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下

タン		
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	<u>規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法</u>
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム以下	<u>規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	<u>規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法</u>
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	<u>規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法</u>
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表 4 に掲げる方法</u>
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法</u>
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法</u>

ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
<u>1, 4 - ジオキサ ン</u>	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤基準告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表において、「検液中に検出されないこと」とは、第4条

ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法</u>
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法</u>
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 34.1 に定める方法又は環境基準告示付表 6 に掲げる方法</u>
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は環境基準告示付表 7 に掲げる方法</u>

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表において「検液中に検出されないこと」とは、測定方法

第2項又は第17条第2項に規定する測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

- 3 この表において、「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

別表第2（第5条、第16条関係）

水質基準

項目	基準値
カドミウム	1リットルにつき <u>0.003</u> ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐	検出されないこと。
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下

の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- 3 この表において「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第2（第5条、第16条関係）

水質基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下	<u>規格K0102の55に定める方法</u>
全シアン	検出されないこと。	<u>規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法</u>
有機 ^{りん} 燐	検出されないこと。	<u>排水基準告示付表1に掲げる方法</u>
鉛	1リットルにつき0.01ミ	<u>規格K0102の54に定め</u>

六価クロム	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下
砒素	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
総水銀	1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1 リットルにつき1 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下

	リグラム以下	<u>る方法</u>
六価クロム	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 65.2 に定める方法</u>
砒素	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法</u>
総水銀	1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表 1 に掲げる方法</u>
アルキル水銀	検出されないこと。	<u>環境基準告示付表 2 に掲げる方法</u>
P C B	検出されないこと。	<u>環境基準告示付表 3 に掲げる方法</u>
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1 リットルにつき1 ミリグラム以下	<u>規格 K 0102 の 52 に定める方法</u>
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	<u>規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法</u>

四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
<u>クロロエチレン</u> (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<u>1リットルにつき0.002ミリグラム以下</u>
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム以下
1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1,	1リットルにつき1ミリグラム以下

四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法</u>
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
<u>シス-</u> 1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
1, 1,	1リットルにつき1ミリ	<u>規格K0125の5.1、5.2、</u>

1-トリクロロエタン	
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下

1-トリクロロエタン	グラム以下	<u>5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</u>
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表4に掲げる方法</u>
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法</u>

チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	1 リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	1 リットルにつき1ミリグラム以下
<u>1, 4 - ジオキサ ン</u>	<u>1 リットルにつき0.05ミリグラム以下</u>

備考

- この表において、「検出されないこと」とは、第5条第2項に規定する測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表において、「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチ

チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	<u>環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法</u>
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
セレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	<u>規格K0102の67.2又は67.3に定める方法</u>
ふっ素	1 リットルにつき0.8ミリグラム以下	<u>規格K0102の34.1に定める方法又は環境基準告示付表6に掲げる方法</u>
ほう素	1 リットルにつき1ミリグラム以下	<u>規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法</u>

- この表において「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表において「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオ

オン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

3 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2
又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、
5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とす
る。

ン、メチルジメトン及びE P Nをいう。